

沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金実施要領

第1 趣旨

沖縄県特定地域経営支援対策事業費補助金交付要綱により実施される対策（以下「本対策」という。）の取扱いは、特定地域経営支援対策事業費交付等要綱（令和4年3月30日付け3経営第3157号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、特定地域経営支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22経営第7200号農林水産省経営局通知。）及びこの要領によるものとする。

第2 本対策の実施手続き

- 1 事業実施主体等（農林水産省経営局長等が別に定める計画主体を含む。以下同じ。）は、知事が別に定める事業実施計画を作成し、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体等である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。））を経由して知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 事業実施主体等が県の区域を対象とする等広域的な取組を行う場合、当該事業実施主体等は、事業実施計画について市町村長を経由せずに知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 1の場合にあって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体等は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業計画の写しを提出するものとする。
- 4 市町村長は、1の本文に基づき対策の事業実施計画の提出があった場合は、事業実施主体等が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、知事に提出するものとする。
- 5 市町村が事業実施主体等となる場合にあっては、市町村長は事業実施計画を知事に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 対策の実施期間

本事業は、第2の1により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。

第4 事業計画の承認基準

沖縄県は、交付等要綱別表1に定める事業を実施する場合、次に掲げる項目を満たす場合に限り、事業計画の承認を行うものとする。

- (1) 事業計画の内容が交付等要綱第3の交付の目的に添っていること。
- (2) 整備を予定している機械及び施設等が、成果目標達成に直結するものであること。
- (3) 利用計画に基づく機械及び施設の適正な利用が確実であると認められ、かつ、機械及び施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- (4) 機械及び施設等の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。
- (5) 整備を予定している施設のうち、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設については、当該施設で取り扱う農畜産物の仕入・販売等に関する計画が明らかになっていること。
- (6) 機械及び施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- (7) 事業実施主体において、事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。
- (8) 有機物処理利用施設、農業廃棄物処理施設並びにその他騒音及び悪臭等発生施設の整備に当たっては、周辺住民等との合意の形成がなされていること。

第5 目標達成状況の報告

事業実施主体等は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、知事が別に定めるところにより、毎年度、当該年度における事業実施状況を作成し、知事が別に定める日までに報告するものとする。

第6 事業の評価

- 1 事業実施主体等は、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標年度の達成状況について、目標年度までの各年度における成果目標の達成状況に基づき事業評価を行い、その結果を知事に報告するものとする。
- 2 成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌年度から5年度目とする。
- 3 事業実施主体等は、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をするものとする。

附 則

この要領は、平成23年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度事業から適用する。
- 2 この要領の施行に伴い改正前に実施しているものについては、なお従前の例による。